

## **提言 障害のある人のライフステージを見据えた支援 ～縦のケアマネジメントの確立～**

### **提言 - 1 本人の自立とエンパワメントを尊重した支援者の関わりのあり方の再検討**

障害のある人は障害のある人だけの集団で行動する事が多く、一人ひとりの興味、関心に基づいた行動を体験する機会が十分にない現状があります。また、時として本人の自立への意識と力を失わせる関わりが行われていることもあります。

ここでいう「支援者」とは、障害のある人を支える全ての者であり、広義に考えれば「親」も含まれます。幼少の頃を始め、成人になってからも含めて、療育機関、養護学校、小中学校、福祉施設・事業者、相談機関、地域福祉推進団体等における支援者の関わりとして上記のような課題があると考えられます。

例えば、今回の検討を行った意見交換会では、「失敗したときに、あいまいにフォローされて、それが自分の失敗だとわからなければ、訳がわからないことになってしまう。失敗したときに、それが自分の失敗だと理解できる教え方をしてほしい。どうして失敗したかが納得できれば、どうすれば失敗しないかを考えることができる」といった意見が当事者から示されました。

失敗には、自分で乗り越えることのできる失敗と、乗り越えることのできない失敗があります。乗り越えることのできないものには、必要なサポートが確保されることが必要です。しかしながら、小さな失敗を乗り越える経験を繰り返すことは本人の自信につながり、その力を養うことになります。

こうしたことは、失敗や問題があったときに限らず、例えば、療育においていえば、自発的な遊びを促し、遊び終われば自分で片付けるといったように、遊びの中でも自分の問題や責任のとり方を身につけていくような関わりが必要とされ、それを日常的に繰り返していくことが必要と考えられます。

### - 1 - ( 1 )「障害」や「自立」をどのように考えるかの理念の共有

地域で暮らす障害当事者と療育、教育、福祉、就労支援等の機関を横断した支援者による学習の場づくり  
障害のある人との関わりの少ない人に向けて障害のある人への理解を促進し、  
自立支援の理念を共有することのできる小冊子の作成  
支援者の研修プログラム（当事者を講師とした研修、当事者活動での実習などを含む）の開発

障害のある人に関わる全ての支援者（療育機関、養護学校、小中学校、福祉施設・事業者、相談機関、地域福祉推進団体等）が「障害」や「自立」をどのように考えるべきかについて理念を共有することが必要です。その理念は、例えば、教育分野と福祉分野で異なるものではなく、また、ライフステージを見据えて橋渡しのできる理念として確立されるべきでしょう。

まずは、それぞれの支援者が、障害のある人のライフステージを見据えた支援として自らが取り組むべきことが何かを今一度、振り返ってみることが必要となります。

とりわけ乳幼児、児童期はきめ細やかな多様な発達支援が求められます。ともすると訓練によって足りないものを獲得させることに注意が向いてしまい、「がんばること」や「達成すること」ばかりが求められ、そのことが結果として子どもの意欲や自尊心を損ねる不適切な関わりになってしまいます。療育の理念として自分のありのままを他人に認めてもらえる経験をさせてあげることが重要です。

さらに、障害のある人が地域であたり前の暮らしを送っていくためには、障害のある人に関わった経験の少ない人との関わりも不可欠となります。この理念は、障害のある人との関わりの少ない人たちにも伝え得るものであることが必要です。

障害のあるなしに関わらず、人は「できない」ことを認めることができ、「できない」には理由をつけたい意識を持っています。「障害をどのように考えるか」は、障害を受容したり、「できること」と「できないこと」を明確にしていく上で大切なポイントとなります。支援者は当事者からそれを学び、当事者とともにそれを考えていくことが求められます。

「自立」とは、必要となるサポートを得ながらのその人の暮らしを将来に向けて確立できることが基本になると考えられます。ただし、ライフステージを見据えて考えたときに、わが国では、親もとで暮らし続けることのできる文化があり、親子の関係を自然に保ちながらも、相互に自立した生き方ができることをどのように支えていくかは難しい支援課題でもあります。

## - 1 - ( 2 ) 発達支援のあり方をふまえた新たなプログラムの開発

療育、福祉の「個別支援計画」と特別支援教育の「個別指導計画」における発達支援を尊重した目標設定とプログラムの研究開発  
個別の体験の機会を増やすための支援プログラムの工夫と地域の社会資源やボランティア等の積極的な活用  
地域で暮らす障害のある先輩当事者からの話を聞く機会の提供  
コミュニケーションスキルの向上への支援と当事者が気持ちを語るプログラムの提供  
児童居宅介護等事業におけるホームヘルパーの低年齢の子どもの周囲との関わりや自主性を引き出す資質の向上

支援者の関わりにみられる課題からは、障害のある本人の自信や自尊心を損ね、自己活動を制限している関わりを行っていないか、個別支援計画等の作成にあたって支援者が自らの関わりを振り返る必要があると考えられます。

自信や自尊心をもった成長を遂げていくためには、乳幼児期から障害のある本人が「自分の本音を言ってもいいんだ」と感じる環境を日常的に整え、自分の気持ちを周囲に伝えるためのその人なりのコミュニケーションスキルの向上を支える関わりが必要となります。また、ケアの体制が不十分なために、障害のある人は集団での行動を強いられることが少なくありません。しかし、一人ひとりの興味や関心を養うためには、支援費制度のホームヘルプや地域の当事者活動、ボランティアの協力を得た工夫をしていくことが必要となります。例えば、体制上の限界から集団でバスに乗って出かけている行事をボランティアの協力を得て、あえて電車で出かけるプログラムとして検討するなどの工夫が考えられます。

また、中学生以下の低年齢の障害のある子どもへのホームヘルプの関わりは、成人へのホームヘルプの提供と異なり障害のある子どもの発達段階に応じた関わりが必要となります。小さな体験を積み重ねる中で興味関心を広げ、外出支援にあたっても周囲への本人の関心を本人の気持ちに即した言葉で表現し、周囲との理解の間に立った関わりが求められます。

そして、このようなプログラムは、ライフステージに応じて連続性のあることが必要であり、乳幼児期、児童期から思春期、青年期以降のそれぞれのライフステージを通じた発達支援プログラムを当事者の活動からも学びながら療育機関、教育機関、福祉機関が相互に意見を交換しながら検討することが求められます。

### - 1 - ( 3 ) 本人に対する周囲からの理解の促進

障害のある本人の周囲の人たちが本人と出会うきっかけづくりの提供  
地域における同世代の子どもと接する場づくりへの協力  
地域の小中学校の課外授業に障害のある当事者を招くなど、地域の子どもが早期から障害のある人と接し、理解を深めることの促進

本人や家族への支援のみならず、本人の周囲、例えば、通園、通学、作業所通所中の関係者や同世代の地域の子どもたちや大人に対する理解を広げる取り組みが支援者には求められます。

こうした理解は体験や交流に基づく理解が必要となりますが、とりわけ障害のある子どもは、居住する地域から離れた養護学校に通うといった環境にあることが多いため、地域と接する機会を十分にもつことができません。その一方で校区が複数の区市町村にまたがる養護学校では、学校だけでそれぞれの地域に交流の場づくりをしていくことにも限界もあるため、地域の障害福祉関係者が学校等と連携し、積極的に身近な地域での交流の確保に協力していくことが必要となります。

### - 1 - ( 4 ) 青年期・成人期のライフステージをふまえた支援の実施

その人なりの自立生活を確立するためのきっかけと一緒に考えるサポート  
役割をもった社会参加へのサポート  
対等な関係の人生のパートナーを得るためにのサポート（親友づくり、恋愛や結婚への支援）

青年期、成人期にかけて障害のある人が変化の乏しい暮らしを送ることが余儀なくされることが少なくありません。経済的な自立が難しい人であっても何か役に立ちたいという思いをもつ障害のある人は少なくありません。支援者の定める目標に沿った生活ではなく、その人なりの生活を送るきっかけや必要なサポートの確保、社会参加、人生における対等なパートナーを得るためにの支援の充実をすすめることが必要です。

このように、青年期・成人期の障害のある人の生活を豊かにしていくことこそが、乳幼児期、児童期の障害のある子どもたちが将来に向けた希望を見出すために必要といえます。

## 提言 - 2 家族（親、兄弟姉妹）に対する支援の充実

障害のある子どものいる家庭にはサポートが少なく、本人を中心とした生活リズム、ライフプランにならざるをえないことが少なくありません。こうしたサポートや適切な助言のない環境では、関わりの難しい障害のある子どものいる親が本人や兄弟姉妹に対して不適切な関わりをしかねない可能性があります。また、支援者も本人に関わりきりになっている母親を中心に対応し、その他の家族への支援が十分にできずにいることもあります。

家族（親、兄弟姉妹）への支援は、障害のある子どものいる家庭における家族自身のライフステージをサポートするとともに、サポートがあることで家族機能が安定し、結果として障害のある子ども自身の成長を守ることにつながることから重要なものとなります。

親の場合には、障害のある子どもを持ち、「自分だけが…」という気持ちにならざるをえなかったり、そうした気持ちをもつことで「自分を責める気持ち」を持ちがちであるとともに、周囲からも親が面倒をみることがあたり前にみられることで一層、自分の気持ちを抑圧してしまいます。そして、子どもの障害の特性を知らなければ、困惑し不適切な関わりをしてしまうこともあります。

兄弟姉妹の場合には、親の立場とは異なり、障害のある本人と同時代を生きていく同世代の立場にあり、自分と異なって障害があるがゆえに本人が逸した経験に気付くことも多くなります。こうした中、親が苦労しているのを見てさまざまなことを我慢したり、障害のある兄弟の将来が見えなかったり、周囲からいじめを受けることもあり、将来への不安を早期から抱くようになります。そして、本人を中心とせざるをえない家庭環境の中でさまざまなストレスを抱えて育ち、親亡き後には急に支援のキーパーソンとされることが少なくありません。

## - 2 - ( 1 ) 家族が自分の気持ちを気軽に安心して話せる場づくり

- 地域や機関ごとの親の会、兄弟姉妹の会などの組織づくりへの支援とその情報提供
- 家族がそれぞれ同じ立場の者同士で話せるプログラムの提供、同じ立場で互いに支え合うことへのサポート
- 組織やグループに参加しにくい家族へのインターネットや小冊子による情報提供

家族が母親、父親、兄弟姉妹のそれぞれの立場で自分の気持ちを話せることへの支援が必要であり、抑圧された気持ちを解放したり、同じ立場で支え合うことは、家族としての本人への関わりや関係をよりよいものとすると考えられます。

しかしながら、障害のある子どものいる家族は、本人を中心とした生活が精一杯で、同じ立場の人と話せる場があってもなかなか参加する余裕がなかったり、地域に家族会があっても高年齢の人が中心の家族会に参加しにくかったりすることも少なくありません。とりわけ年齢の低い兄弟姉妹の場合には、親同士と違って同じ立場の者と交流するきっかけはほとんどないのが実情です。

## - 2 - ( 2 ) 家族機能を支援するサービスの開発と提供

- 障害のある子どものいる家庭のニーズの十分な把握
- 児童居宅介護等事業の充実と育児サービス、レスパイトサービスの整備
- 相談機関や養護学校における福祉サービスの情報提供と家族以外の第三者の関わりをすすめるための支援
- 本人との関わりの薄くなった父親が参加しやすいプログラムの提供
- 企業における障害のある子どものいる父親のための休暇制度の創設

提言を作成するにあたって行った意見交換会では、「障害のある子どもが地域の子どもと友達になることができれば、お母さん同士も友達になり家を訪ねてくれたりもできるだろう。こうした第三者が家に入るだけで、家族機能が回復することもある」といった意見も出されました。

家族の中には、第三者に本人の介助を任せることに不安がある人が少なくありません。その不安は、説明を受ければ納得できるものではなく、実際に第三者に任せたときの本人の様子を目にして初めて納得できるものもあります。こうしたことから、家族以外の第三者の関わりは徐々にすすめていくことが必要となります。

家族機能を支援することは家族の本人への関わりをよりよいものとするものです。区

市町村段階で、障害のある子どものいる家庭が必要としているニーズを把握し、障害者計画の作成等にあたって、個別に訪問したりするなど、きめ細やかな方法で把握することが求められます。

また、乳幼児期から高齢期まで支援費制度の居宅介護等事業（ホームヘルプ）を幅広く利用できるようにするとともに、制度の情報を提供することが必要です。さらに、障害のある子どものいる家庭が利用できる育児サポート事業やレスパイト事業を身近な地域に整備していくことが求められます。

そして、父親は、障害のある子ども本人への関わりが母親を中心とする中で家族の問題を避けて受容することができないケースが少なくありません。父親が参加しやすい日に面談を設定したり、父親が障害のある子どもの育児に参加するきっかけづくりをすすめることが大切です。さらには、父親が必要なときに障害のある子どもと関わる時間を適切にもてるよう、父親の職場の理解も必要となります。

## 提言 - 3 地域における関係機関の連携のしくみづくり

ライフステージを見据えた関係機関の連携において、最も支援の分断が起こりやすいのは、就学前から学齢期への移行期と、学齢期から社会参加期への移行期が考えられます。学校や特別支援教育と地域の社会福祉サービスとの連携が十分になく、また、養護学校とその児童生徒が居住する地域の小中学校との連携が現状では存在していません。さらに、とりわけ学齢期以降の時期は、本人や家族に変化が大きく多様な支援を必要とするにも限らず、支援が十分に図られていないことがその後のライフステージのあり方に大きな影響を与えていていると考えられます。

これらの移行期における特別支援教育をはじめとする教育と福祉・保健との連携が求められています。この際、関係機関の中に地域住民にも関わりをもってもらう視点で連携をすすめる必要があります。

### - 3 - ( 1 ) 学校と地域の関係機関との連携ツールの開発と活用

療育機関や保育所等と学校による「個別の就学支援計画」の開発と活用  
学校と青年期、成人期の支援機関による「個別移行支援計画」の開発と活用  
ライフステージごとに支援をコーディネートする機関の明確化とコーディネート役の円滑な移行

特別支援教育においては、現在、就学前から学齢期における「個別の就学支援計画」と、学齢期から社会参加期への「個別移行支援計画」による連携が模索されています。こうした連携のためのツールの目的は、移行期に関わる複数の機関が個別の支援の目標と内容を共有するとともに、関わる機関を明らかにし、それぞれの役割を過不足なく果たすことにあります。そのためには、移行期を迎える前に早期から関係機関が協働して関わりをもつことが必要となり、個人情報の保護に留意しつつ、連携ツールを教育（盲・ろう・養護学校、小中学校、就学相談室）と福祉（療育機関、保育所、福祉施設・事業者）の分野で協働して開発することが求められます。

また、こうした連携を実効性のあるものにしていくためには、支援をコーディネートする機関が必要となります。現状においては支援のコーディネート役はそのときの本人に最も身近に関わる機関が担うこととなると考えられます。障害者自立支援法における相談支援事業者にもこうした役割は求められると考えられます。

### - 3 - ( 2 ) 各機関における支援の受け入れ前からの本人への関わりの強化

**就学前から学齢期への移行にあたっての療育機関や保育所等と学校による相互の訪問による支援内容の確認**

**学齢期から社会参加期に向けた、児童生徒の居住する地域の関係者と学校による連絡会の開催等による支援内容の確認**

**保育所、幼稚園、小学校における発達障害のある子どもへのサポートの充実**

就学前から学齢期への移行にあたっては、就学先の関係者と療育機関や保育所が相互に訪問し、本人への支援内容を確認するなどの取り組みが必要です。

学齢期から社会参加期に向けて、支援を連続性のあるものとするための方策として、養護学校は卒業後の社会参加期に想定される支援機関を早期に見定めて、児童生徒の居住する区市町村の地域の関係者と学校が家族、本人を交えて連絡会を開催したり、移行後の支援機関が学校の授業を見学するなどの取り組みが考えられます。

### - 3 - ( 3 ) 養護学校の児童生徒と地域の子どもの関わりの強化

**「特別支援教育体制・副籍モデル事業」の拡充**

**地域の小中学校を拠点とした障害のある子どもと地域の子どもが放課後とともに過ごせるための事業の創設と推進**

とりわけ校区が複数の区市町村の広域にわたる養護学校の児童・生徒は、地域の子どもと接する機会が乏しくなりがちなのが現状です。

東京都教育委員会では、平成16年度から「特別支援教育体制・副籍モデル事業」を実施しています。これは養護学校に通学する児童・生徒が地域とのつながりを持ち続けることができるよう、居住する地域の小学校・中学校に副次的に「籍」を置き、交流の機会をもつ事業です。モデル事業として開始されたばかりで対象となる児童生徒のまだ一部ですが、このような事業の拡充や地域の遊び場における地域の子どもとの交流を促進するために、放課後における地域の子どもの交流を促進する事業の創設が必要となります。

## **提言 - 4 ライフステージを通じた支援の構築**

障害保健福祉は、高齢者福祉、児童福祉と比べると、ライフステージを大きくまたいだ支援を必要としています。そのため、障害のある人を支える施策も福祉、保健、教育、雇用、医療等の広範囲の分野となっています。

こうした中、障害のある人、家族にとっては、本人に生涯を通じて関わる支援機関がないため、将来に対する不安が大きくなっている現状がみられます。ライフステージを超えて「縦のケアマネジメント」が持続する安心感がなければ、生涯を通じて家族が支えざるを得ないということになってしまいます。

### **- 4 - ( 1 )「縦のケアマネジメント」を保障する機関の設定**

- 「**ライフステージを通じた障害者生活支援事業**」(仮称)の創設
  - ・区市町村における生涯を通じた支援窓口の設定(支援費制度、障害者自立支援法による制度の所管窓口を想定)…相談、情報の提供、関連施策との調整
  - ・ライフステージごとに相談に応じ関係機関との調整を行う「**支援相談員**」(仮称)の配置(障害者自立支援法における相談支援事業者等)
  - ・障害のある本人、家族を身近な地域で見守る「**アシスタント・パーソン**」(仮称)づくり
- 区市町村障害者計画におけるライフステージを見据えたニーズの把握と施策の検討**

障害のある人の身近な区市町村における施策を考えたとき、利用しうる各種サービスは、福祉、保健、教育、雇用、医療等の広範囲にわたっていますが、この中でライフステージを通じて関わりを持ちうる施策は保健福祉施策となります。

平成15年度から支援費制度が導入されて以降、区市町村における格差や利用の制約があるものの、とりわけ外出支援等を中心とした児童を含めた居宅等介護事業(ホームヘルプ)の利用が大きく伸びており、現時点では、この支援費制度が乳幼児期から高齢期までのライフステージを通じて利用し得る可能性の最も高い社会資源と考えられます。また、障害者自立支援法では、区市町村と利用者の間に都道府県知事の指定を受けて区市町村が委託する「相談支援事業者」を設けることが想定されています。

こうした中、区市町村において障害のある人が生涯を通じて関わりうる窓口として支援費制度を所管する窓口を強化し、関連施策と調整し、一人ひとりの障害の状況やニーズに応じた将来にわたって利用できるサービスの情報を乳幼児期から提示していくことが将来不安への解消として重要な取り組みとなります。

さらに、区市町村における情報提供の窓口を一本化するとともに、相談機関に「支援

相談員（仮称）」を区市町村ごとに配置し、ライフステージごとに障害のある人の将来を見据えた相談に応じ、福祉サービスのみならず、幅広く関係機関の調整を行う機能を付加することが将来を見据えた支援として必要となると考えられます。そして、障害のある人、家族の身近に障害のある人が自分の気持ちや意思を表現しやすいように支援し、時には代弁を行う「アシスタント・パーソン」づくりを地域ですすめることが必要です。

このような「縦のケアマネジメント」を保障しうる地域の基盤づくりを市町村障害者計画においても積極的に検討していくことが求められます。

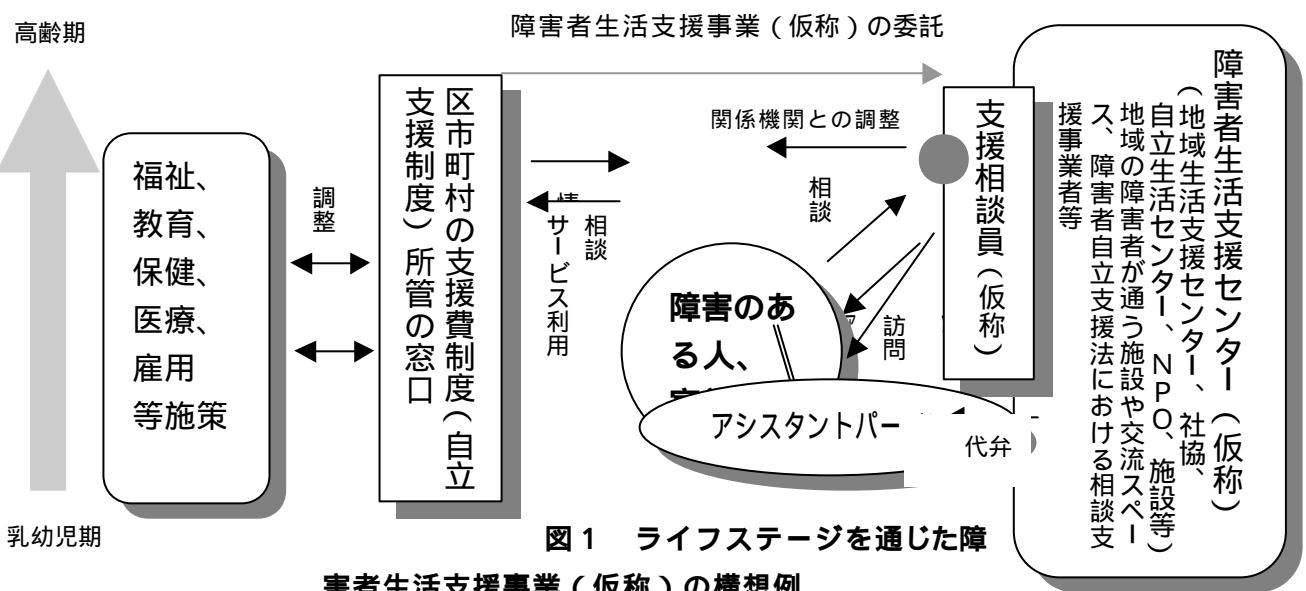


図1 ライフステージを通じた障

害者生活支援事業（仮称）の構想例

#### - 4 - (2) 地域における余暇支援によるライフステージを通じた支援の構築

- 「ライフステージを通じた障害児者の余暇活動への参加支援事業」の創設
- ・地域の遊び場、放課後活動の場、余暇支援の場にライフステージを通じて参加しやすい余暇活動の推進
- 雇用施策における多様な就労形態の開発と支援
- 住民参加型在宅福祉サービス等における障害のある人の担い手としての参加による社会参加活動の充実

障害のある人が生涯を通じて必要としている支援の一つに「余暇活動支援」があります。これは、乳幼児期の「地域の遊び場」であり、学齢期の「放課後活動の場」、青年期・成人期以降の「余暇活動の場」がこれにあたります。

このようなライフステージを通じた余暇支援の場を区市町村障害者計画づくりの中で当事者参加のもとに検討を行い、ボランティアや地域住民が運営に携わり、障害のある

なしに関わらず異年齢が交流できる場を設定することが必要です。

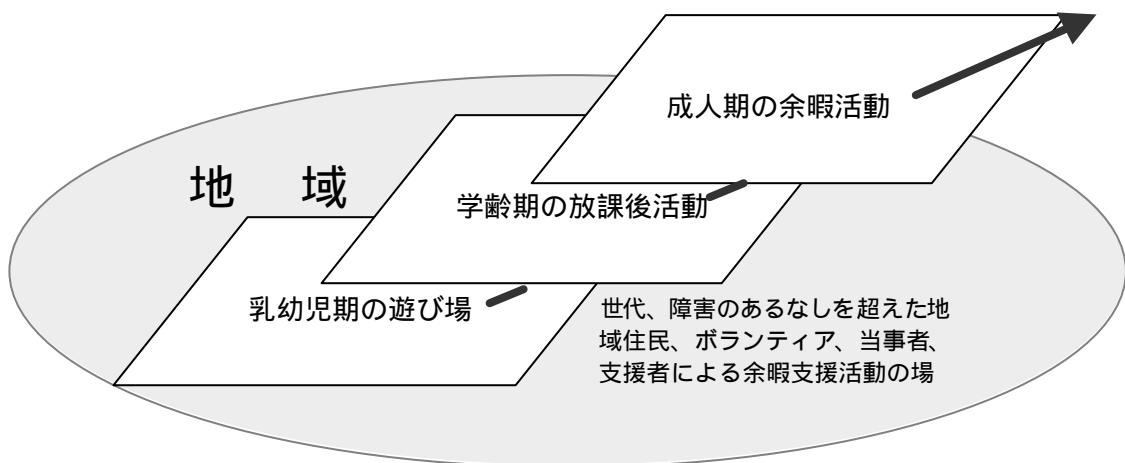


図2 ライフステージを通じた余暇活動支援の場づくり

また、障害のある人の就労においては、企業就労と作業所等の福祉的就労の中間的な形態がなく、役割をもって暮らしを送りたい障害のある人の自立の意欲を十分に支援することができない現状があります。したがって、地域における社会参加を主たる目的とした多様な就労形態を創り上げることが必要となります。

その際、ごく短時間の就労も制度化するなど、障害のある人が一般就労をしやすいように、障害者雇用施策の枠を拡大するとともに、現在、地域において社会参加の活動として重要な役割を担っている住民参加型在宅福祉サービスの活動や市民活動に障害のある人が担い手として参加できることも考えられます。

#### - 4 - (3) 消費者被害、犯罪被害からのセーフティネットの構築

保護するだけではなく、本人が犯罪被害や消費者被害に巻き込まれることのない力を養うための教育プログラムの開発と導入  
障害のある人が被害に巻き込まれやすいことの啓発と早期に危険を察知し対応するための周囲の人の障害への理解の促進  
性犯罪に巻き込まれないための性教育のプログラムの開発

障害のある人が地域生活を送る上で、消費者被害や犯罪被害に巻き込まれるケースは少なくありません。

とりわけ知的障害のある人は、携帯電話や簡単にお金を借りることのできる金融機関の普及とともに、さまざまな被害に巻き込まれやすくなっているとともに、本人の行動が本人の気持ちを周囲から理解されないまま周囲から問題行動として扱われてしまうこ

とが少なくありません。知的障害児者の安全を守るための活動を行っている「Kプロ」は、東京都内では足立、板橋、杉並、練馬、小平、狛江、八王子に安全ネットのネットワークを組織化しており、そこでは、警察、学校をはじめとした地域の関係機関と福祉の連携を通じたセーフティネットづくりと本人のセルフ・アドボカシーをすすめる活動が基本に置かれています。

また、対人関係を苦手とする精神保健福祉分野においても訪問販売などの勧誘による消費者被害に巻き込まれることのない安心した地域生活を送るための支援も必要とされ、SST（社会生活技能訓練）においてロールプレイを交えた勧誘の断り方の学び合いなどが取り組まれています。

このような障害のある人が消費者被害や犯罪被害に巻き込まれないためには、障害のある人を保護するだけではなく、早期からのセルフ・アドボカシーに関係機関が連携して取り組んでいくことが必要とされます。平成16年度から東京都内の全ての養護学校で管轄警察署と連携した「セーフティ教室」が開催されていますが、さらに幅広く教育プログラムの中で安全を守るためのセルフ・アドボカシーをすすめ、ライフステージを通じて安心した暮らしを送ることができるようにしていくことが必要です。

また、アシスタント・パーソンのような見守りがあることも支援の一つであるとともに、余暇の過ごし方そのものを見直していくこともこうした被害の防止には大切な点となります。

## 提言 - 5 精神障害、軽度発達障害、中途障害、重症心身障害児、難病、内部障害、高次脳機能障害等におけるライフステージをめぐる特有の課題への対応

障害種別によっては、その障害における特有の課題がライフステージを見据えた支援を考える上で大きな障壁となるものもみられます。

特有にみられる課題には、医療との密接な関わり、目に見えにくい障害への理解のされにくさ、中途の障害における障害の受容などが考えられます。医療との関係が密接な障害種別では、一定期間、医療によるケアが優先され、その期間のライフステージにおける社会的な経験を逸することが少なくないため、地域医療の推進が必要とされます。目に見えにくい障害のある人は、周囲からの理解が得られにくいことが少なくなく、時には社会的な理解の不足や偏見が生じやすくなります。また、人生の途上で障害を負った人たちの障害の受容に対する支援が十分になされなければ、その人なりに障害のある人生のライフコースを描く時期が遅くなりがちとなります。その他にも、難病など人口の少ない障害ほど対応するサービスが少なかつたり、LD（学習障害）ADHD（注意欠陥・多動性障害）アスペルガー症候群、高機能自閉症等の広汎性発達障害等の子どもたちの将来を見据えた適切な教育環境が整備されていなかったり、思春期に不登校やひきこもりで社会の接点を逸した人たちが増加しており、学校だけでは対応が困難な児童生徒の精神保健の課題が学校現場に多く見られるようになっています。

このようにふまえた上で、障害種別に特有の課題に対応するために次のような取り組みを行っていくことが必要です。

### - 5 - (1) 医療と密接な関わりのある障害におけるライフステージを見据えた支援

精神科医療における患者のライフステージを意識した改革と地域医療の充実  
医療との関わりの深い障害における地域の関係者と連携した早期のリハビリテーションの充実と治療を受けながらの地域生活支援の充実  
「重症心身障害児のための地域の子どもによる訪問型遊び支援事業」の創設

医療の関わりは、生活支援よりも優先されることが多く、そのため、医療による集中的なケアを必要とする期間が長くなるほど、その人のライフステージにおいて社会との関わりが薄まることが少なくありません。

したがって、精神障害や重症心身障害をはじめ医療との関わりが切り離せない障害については医療において患者のライフステージに与える影響を考慮した地域医療や早期の

リハビリテーションの取り組みの充実が求められます。

重症心身障害児には放課後や休日に地域の遊び場に出かけることも容易ではない子どもがいます。重症心身障害児が地域との関わりをもつことができるよう、地域の子どもとの遊びを支援する取り組みが必要です。重症心身障害児の家庭を地域の子どもが訪問するなどの取組みの工夫も必要と考えられます。

#### - 5 - ( 2 ) 障害の受容に対する支援

##### ライフステージを見据えた障害の受容への関わり

- ・「障害をどのように考えるか」を本人とともに考える支援
- ・本人が自分の気持ちや不安を話せるような関わり
- ・一人ひとりの支援課題をともに見つける支援
- ・自分自身を信じ、信頼できる第三者をもつことへの支援  
就労支援のこれから的人生コースについて考えるきっかけづくりとしての活用と将来不安の解消への支援

障害の受容は、支援者にとっても障害をどのように考え、障害のある本人の受容や認識を支えるかは難しい課題でもあり、本人や家族の障害への受容を焦らせることがあるかもしれません。それでもならないと考えられます。

また、その人なりの人生のイメージづくりや動機づけを支援できなければ、生活をしていく上でサポートが必要なものを見つけることが難しくなります。

この障害の受容は、生まれながらの障害における親の障害の受容をはじめ、事故や病気による中途の身体障害、人生の途上に発病する精神障害、障害のあることを認めがたい軽度の発達障害、病気や事故等を原因とすることが多い高次脳機能障害などにおいて支援を必要とする課題となります。

中途障害では、本人の不安とともに、家族にもとまどいがあります。障害を受容するには、自分を信じることができ、どのようなサポートが得られれば生活のしづらさを解消できるかを本人とともに考え、信じることのできる人を社会にもてる必要とされ、本人の立場に立った気持ちを支援者が受けとめる支援が求められます。障害を受けとめきれずに本人ができると思っていることに挑戦する気持ちを削ぐことのない関わりが求められます。そのため、生き方をともに考えることをきっかけとした受容への支援がライフステージを見据えた支援として必要と考えられます。

### - 5 - ( 3 ) 思春期精神保健の充実

**思春期精神保健ケースマネジメントの確立**

**不登校の子どもの日中活動と学習の場の保障**

**小中学校、高等学校が外部の児童精神科医、精神保健の関係機関との連携がとりやすいしくみづくり**

**教育相談の機関と精神保健の相談機関との連携**

不登校やひきこもり、思春期の心の問題は、就学や就労の機会を失うことにつながることが少なくありません。精神障害者地域生活支援センターや精神科デイケアにおいてもこうした経験を思春期にもつ30歳代の利用者が増加する傾向がみられます。このような利用者の家族には本人の問題解決を焦り、家族機能そのものに閉塞感が生じていることも少なくありません。

障害を見つけることの遅れがちな軽度発達障害は、早期に一人ひとりの障害に見合った対応が生活の場、教育現場でなされなければ、周囲からの理解が得られないがゆえに傷つく経験を数多くすることになります。また、思春期精神保健の課題は、学校現場だけでは最優先すべき支援課題を整理することが難しく、外部の専門機関の関わりと家庭への支援が大切になります。

厚生労働省では、平成13年度から「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」を実施しています。思春期の精神保健の課題に関係機関等が協働して、早期からの発見、相談と将来を見据えた支援づくりが必要とされています。